

# 岐阜県議会議員選挙の不在者投票における投票用紙等の請求について

進学や就職、出張や旅行などにより、滞在先の市区町村（高山市以外の市区町村）で、令和5年4月9日執行の岐阜県議会議員選挙の不在者投票をされる方は、下記の方法で投票用紙等の請求をしてください。現住所又は送付希望先に投票用紙等を郵送します。

## 1. 不在者投票期間

・選挙期日の告示の日の翌日から選挙期日の前々日まで

（令和5年4月1日（土）から令和5年4月7日（金）までの滞在先の選挙管理委員会の開庁時間）

※ただし、滞在先の選挙管理委員会が選挙期間中の場合は、4月8日（土）までの期間について午前8時30分から午後8時まで投票することができます。受付時間については、滞在先の選挙管理委員会にお問い合わせください。

## 2. 請求方法

(1) 請求者本人が【宣誓書・請求書（不在者投票）】に必要事項を記入します。

※誤送等を防ぐため、「現住所又は送付希望先」欄には、方書（世帯主以外は必須）や部屋番号を必ずご記入ください。

(2) 【宣誓書・請求書（不在者投票）】を郵送（郵送料はご本人の負担となります。）、または直接、高山市選挙管理委員会に提出し、投票用紙等の交付を請求してください。（eメール及びFAX不可）

(3) 高山市選挙管理委員会は、告示日の翌日（4月1日）以降、順次投票用紙等を発送します。

## 3. 投票方法

投票用紙等が届いたら、滞在先の市区町村の選挙管理委員会（不在者投票所）にご本人が出向き、不在者投票をしてください。

※不在者投票所の場所及び受付時間については、滞在先の市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。（不明な場合は、滞在先の市区町村役場にお尋ねください。）

## 4. 注意事項

投票日（令和5年4月9日）の午後8時までに高山市の投票所に投票用紙が届く必要がありますので、できるだけ早く投票手続きをお願いします。なお、郵送の関係で、投票日までに届かない場合もありますので、その点をご理解のうえ、お早目に投票してください。

高山市選挙管理委員会事務局

担当 中村、板屋、小椋

〒506-8555 高山市花岡町2-18

TEL 0577-32-3333（代）内線2095

# 記入例

必ず本人が自書してください。家族等の代筆は無効となります。

## 宣誓書・請求書（不在者投票）

私は、令和5年4月9日執行の岐阜県議会議員選挙の当日、下記の事由のいずれかに該当する見込みです。以下は、真実であることを誓い、あわせて投票用紙及び不在者投票封筒を請求します。

令和 5年 月 日

氏名	高山 太郎	生年月日	明治 大正 昭和	35年 8月 3日生
現住所又は送付希望先	〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1-1			
電話番号を必ず記入して下さい。		電話番号(058) 272-1111		
選挙人名簿に記載されている住所	岐阜県高山市 花岡町2丁目18 番地			
↑住民票の住所となります。				
事由（選択不要）				
・ 仕事、学業、冠婚葬祭等				
・ 外出、旅行等				
・ 病気、負傷、出産等				
・ 高山市以外に居住				
・ 天災、悪天候等				
・ 新型コロナウイルス感染症予防等				
・ その他				

高山市選挙管理委員会 委員長 様

事務処理欄

投票区	名簿番号	交付月日	整理番号
1・2	記入不要	/	